

指 定 確 認 検 査 機 関 票

この標識は指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定番号	東北地方整備局長 第 2 号
指定の有効期間	令和 7年 12月 28日から令和 12年 12月 27日
機関の名称	株式会社 東北建築センター
主たる事務所の住所	宮城県仙台市泉区泉中央3丁目2番3号 ルーセント21 2階 電話番号022(772)7880
代表者氏名	代表取締役 佐藤 孝也
業務区分	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県の全域
指定区分	建築基準法に基づく指定建築基準適合性判定資格者検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条各号に掲げる区分
取り扱う建築物の内容	1. 建築物(床面積制限なし) 2. 小荷物専用昇降機を含む建築設備工作物
実施する業務の態様	建築基準法に基づく確認、完了検査、中間検査、仮使用認定